

# 障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

令和2年9月

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室

文部科学省HP



# 障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組

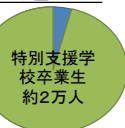
## 1. 現状と課題

障害者は学校（特別支援学校・学級等）を卒業した後の学びの場が少ない

### 【障害者の学校卒業後の状況】

特別支援学校から高等教育機関への進学率は約4%、ほとんどの障害者が就職又は障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）などに進む。

障害福祉サービス  
60.3% / 就職30.1%  
【計90.4%】



### 【地方公共団体の状況】

都道府県	なし94.3%
市区町村	なし95.9%

障害者の生涯学習活動に関する窓口を有する自治体は都道府県5.7%、市区町村4.1%と極めて少ない。

### 【障害者の状況】

障害者当事者へのアンケート調査によれば「生涯学習の機会があると思う(34.3%)」「仲間と学び合う場や学習プログラムが身近にあると思う(28.3%)」となっており、いずれも低い割合となっている。

## 2. 社会情勢の変化

平成26年「障害者の権利に関する条約」の批准等  
→障害者の生涯学習機会の確保が明記

平成28年「障害者差別解消法」の施行  
→国・自治体の合理的配慮の義務化

## 3. 推進体制の構築

国

平成29年4月、大臣メッセージ『特別支援教育の生涯学習化に向けて』を发出するとともに、当時の生涯学習政策局（現 総合教育政策局）に「障害者学習支援推進室」を新設。教育・スポーツ・文化芸術に係る省内関係課と厚労省（障害福祉、障害者雇用対策）と連携し、障害者の生涯学習に係る推進体制を構築

自治体

都道府県、市区町村に「障害者学習支援担当」窓口の設置を依頼

→ 平成31年3月に有識者会議の報告として『障害者の生涯学習の推進方策について（報告）』を公表し、各主体別に施策の方針を明確化

## 4. 施策のターゲット

「共に学び、生きる共生社会」の実現や、学校卒業後も障害者が学び続けることができる環境整備に向けて、以下の観点で取組を推進

①学校から社会への移行期における自立や社会参加に向けた学習機会の充実

②生涯のライフステージを通じた学びや交流の充実

## 5. 主な取組（令和2年度）

文部科学大臣表彰の実施	障害者の生涯学習支援活動を行う個人・団体を表彰 ※令和元年度は64件を表彰
学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業	障害者の生涯学習にかかるモデルを開発 ※令和2年度は自治体、大学、社福等、計20団体に委託
地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業	地方公共団体を中心とした地域コンソーシアム形成モデルの構築 ※令和2年度は計4団体に委託
共に学び、生きる共生社会コンファレンス	学びの場の担い手の育成や学びの場の充実等を目指して開催（令和2年度は全国7ブロック）
「超福祉の学校」フォーラムの開催	障害者の生涯学習の普及啓発フォーラムを障害者本人等の参画を得て開催
人材育成の在り方検討会	社会教育、特別支援教育、障害者福祉等の分野で障害者の生涯学習を推進する人材育成等について検討
読書バリアフリー法にもとづく取組の推進	基本計画を策定し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進

# 障害者基本計画（第4次）① （平成30年3月30日 閣議決定）

## 9. 教育の振興

### 基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。

また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

### (1) インクルーシブ教育システムの推進

### (2) 教育環境の整備

### (3) 高等教育における障害学生支援の推進

### (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○ **学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。**

○ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

○ その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。

# 第3期教育振興基本計画 (平成30年6月15日 閣議決定)

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

#### (13) 障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

#### 参考指標

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

#### ○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

#### ○ 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

#### ○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

#### ○ 大学等における学生支援の充実

障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関(福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等)とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学においてまた、放送大学においてテレビ授業への字幕付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

#### ○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。併せて、図書館等の環境整備を促進する。

# 障害者本人等への学校卒業後の学習活動 に関するアンケート調査（文部科学省委託事業） 【結果概要・速報値】

イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社

## 1 目的

障害者及び家族に障害者がある方等を対象に、生涯学習活動への参加状況、阻害要因・促進要因、学習ニーズ等に関する情報を収集する。

## 2 実施時期および方法

平成30年11月29日～12月5日

障害者及び家族に障害者がある方等をモニターに有するインターネット調査会社による、無記名式のインターネット調査。

## 3 対象

インターネット調査会社が保有するリサーチモニターのうち、以下に該当する者を調査対象とした。

- ・障害者あるいは家族に障害者があるリサーチモニター
- ・障害者の対象年齢：18歳以上

計4,650名(身体障害(視覚) 493, 身体障害(聴覚) 494, 身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャー等が必要) 496,  
身体障害(肢体不自由)(車椅子,ストレッチャー等不要) 509, 知的障害 489, 精神障害 505, 発達障害(自閉症あり) 432,  
発達障害(自閉症なし) 601, その他(音声・言語・そしゃく機能障害,内部障害,その他) 631)

## 障害者本人の意識、ニーズ

- 平成30年度 障害者本人の意識等調査
  - ・「一緒に学習する友人，仲間がいない」 →71.7%
  - ・「学ぼうとする障害者に対する  
社会の理解がない」 →66.3%
  - ・「知りたいことを学ぶための場や  
学習プログラムが身近にある」 →32.8%

# 地方公共団体（公民館等／地域生活支援事業担当）へのアンケート調査結果（抜粋）

## 1 目的

- ・学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等の収集
- ・都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例の収集

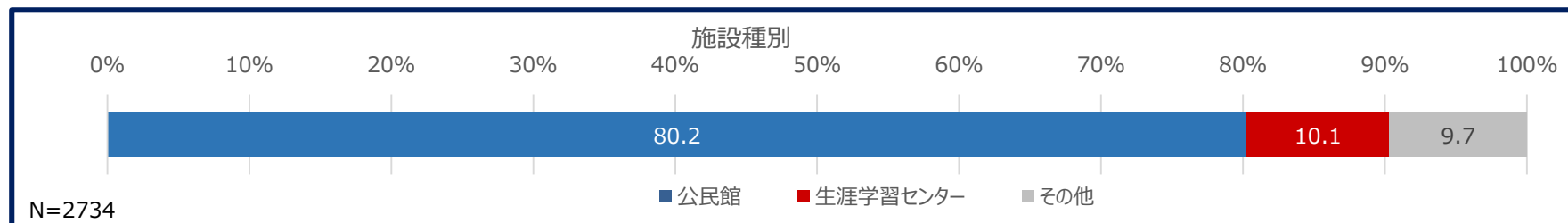
## 2 実施時期および方法

平成31年1月7日～2月4日

全国自治体の障害者支援担当経由によるeメールアンケート調査

## 3 対象

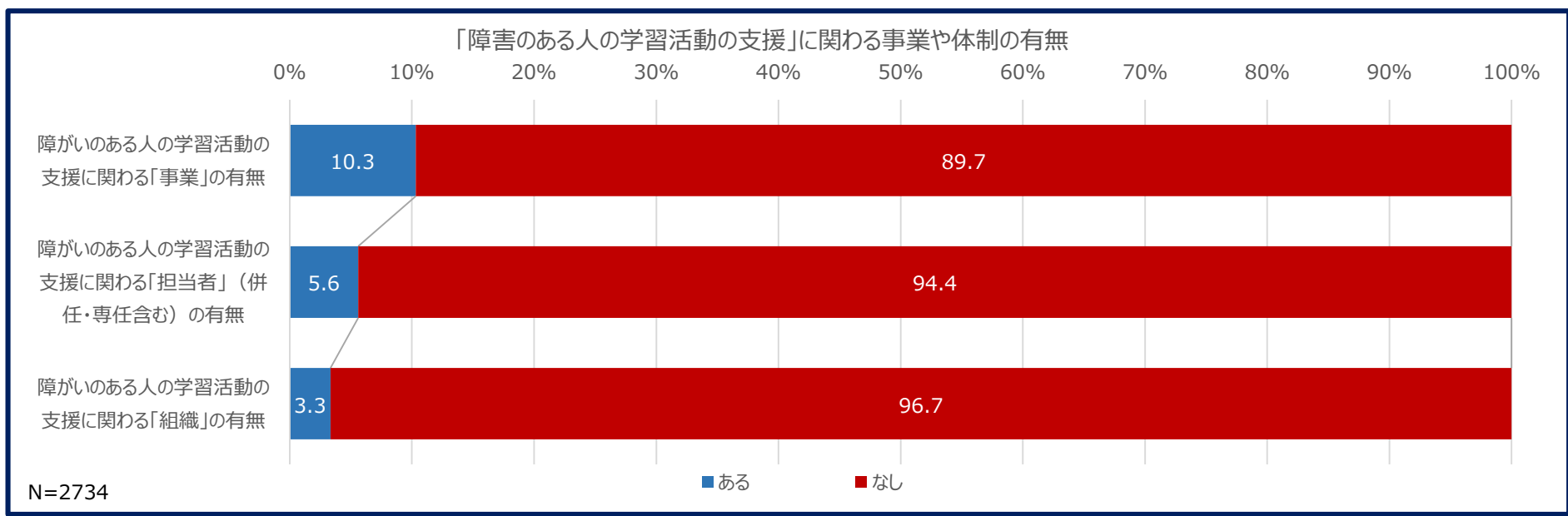
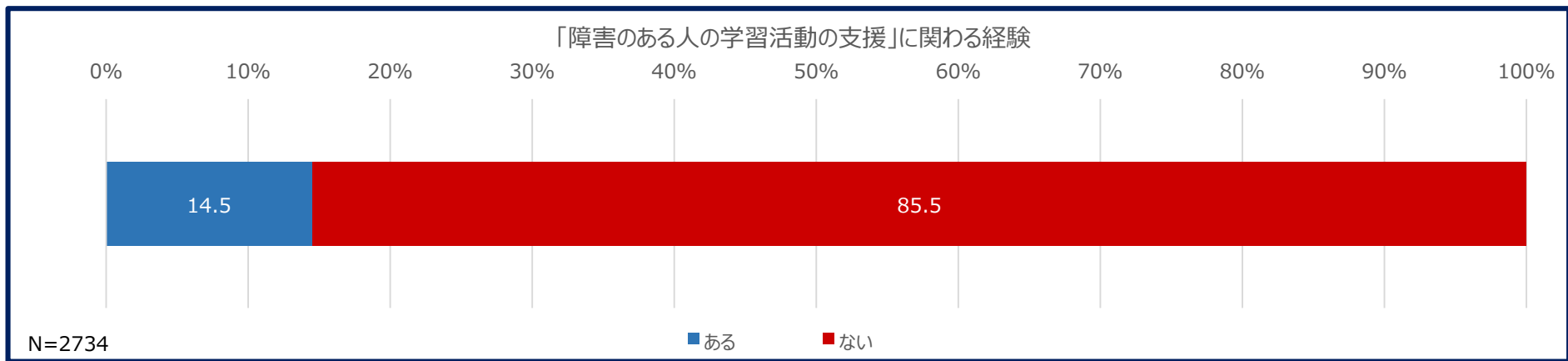
- A: 学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等のアンケート調査  
都道府県，市区町村配下の公立公民館，生涯学習センター等を対象  
回答数 2,734施設。内訳は下記のとおり。



- B: 都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例アンケート調査  
都道府県，市区町村内の障害者福祉担当課・地域生活支援事業担当を対象  
回答数 都道府県29，市区町村838。

# ■「障害者の学習活動の支援」の経験、事業、担当者、組織の有無

- 障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館等は14.5%である。
- 障害者の学習活動の支援に関わる事業を行っている公民館等は10.3%である。
- 障害者の学習活動の支援に関わる担当者がいるのは5.6%。組織があるのは3.3%である。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」



# 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の開催

## ○趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准(障害者の生涯学習の確保が規定)や平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成29年4月の文部科学大臣メッセージ(特別支援教育の生涯学習化に向けて)を契機とする取組等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

今後、人生100年時代を迎え、超スマート社会(Society5.0)に向けた経済社会の変化が一層加速する中で、誰もが必要な時に学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習社会を実現するとともに、共生社会の実現に寄与するため、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う有識者会議を設置する。

## ○検討事項

- (1)学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討
- (2)その他

## ○検討の主なスケジュール

平成30年2月設置～  
平成30年9月 論点整理

平成31年3月 最終報告

## ○委員一覧

※◎座長、○副座長(五十音順、敬称略)

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校校長
菅野 敦	東京学芸大学教授
是松 昭一	国立市教育委員会教育長
田中 秀樹	社会福祉法人一麦会理事長
田中 正博	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局長、全国手をつなぐ育成会連合会統括
田中 良三	愛知県立大学名誉教授
津田 英二	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
戸田 達昭	シナプテック株式会社代表取締役
松田 裕二	千葉県教育庁生涯学習課主幹兼社会教育振興室長
○松矢 勝宏	東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長
箕輪 優子	横河電機株式会社人財・総務本部室ダイバーシティ推進課
◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
山田 登志夫	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
綿貫 愛子	NPO法人東京都自閉症協会役員、NPO法人リトルプロフェッサーズ副代表

## (オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
同 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課  
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

# 有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について

—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）」

## 学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

### 目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず  
共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や  
得意分野を生かした社会参加の実現

### 取り組むべき施策

- 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が  
役割分担し、多様な学びの場づくりを推進
- 教育、福祉、労働等の分野の取組と連携の強化が重要

# 障害者の生涯学習の推進方策について—誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して—（報告）

平成30年2月に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、障害者の生涯学習の現状と課題の把握を行った上で、障害者の生涯学習の推進に関する基本的な考え方や具体的な方策について報告書を取りまとめ、平成31年3月公表。

## 障害者の生涯学習推進の意義

- (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展
  - 平成26年 「障害者権利条約」の批准
  - 平成29年 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」
- (2) 「共生社会」実現の必要性
  - 共生社会： これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献することができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（H24中教審初中分科会報告）
  - 持続可能な開発目標（SDGs）（H27国連サミットで採択）  
「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

## 現状と課題

### ①障害者本人等の意識

- 「一緒に学習する友人、仲間がいない」 71.7%
- 「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」 66.3%
- 「知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にある」 32.8%

### ②都道府県・市町村による障害者の生涯学習を推進する上での課題

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 「体制の整備」       | 都道府県82.9%、市町村69.2% |
| 「ニーズの把握」      | 都道府県62.9%、市町村70.3% |
| 「事業・プログラムの開発」 | 都道府県45.7%、市町村46.3% |

### ③国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うもの

- 「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」 (48.1%)

## 学校卒業後の障害者が学ぶ場が十分でない

### 目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現
- 障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現

### 取り組むべき施策

- ① 学校教育から卒業後における学びへの円滑な移行
  - ・生涯学習とのつながりを見通す観点から見直された、特別支援学校高等部学習指導要領等に基づき、学校段階から卒業後を見通した教育を推進
  - ・学校で作成する個別の教育支援計画に「生涯学習」を位置付けた上で、進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぎ、活用
- ② 多様な学びの場づくり
  - ・学校から社会への移行期、各ライフステージに着目し、公民館等における講座、特別支援学校の同窓会組織が主催する学びの場、大学のオープンカレッジや公開講座等の多様な学びの場づくりを推進し、地方公共団体を中心に学びの場に関する情報収集・提供を実施
- ③ 福祉、労働等の分野の取組と学びの連携の強化
  - ・「基幹相談支援センター」（福祉）や「障害者就業・生活支援センター」（労働）との連携強化による学びに関する相談支援体制の充実
  - ・「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「地域生活支援事業」等の障害福祉サービスを活用した学びの場づくりの推進
- ④ 障害者の生涯学習を推進するための基盤の整備
  - ・障害に関する理解促進、障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を図るため、国において、31年度、全国5～6カ所で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催
  - ・都道府県、市町村の教育振興基本計画や障害者計画への「障害者の生涯学習の推進」に関する目標や事業の位置付け促進

- ※ 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担、連携し、取組を推進
- ※ 国においては、成果指標を掲げて取組のフォローアップを行い、取組を着実に推進

# 社会教育関係職員に期待される役割

## 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進

- 公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等
- 特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場
- 大学のオープンカレッジや公開講座
- 社会福祉法人、NPO法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場

※上記のような学びの機会を社会教育・生涯学習担当課が中心になって、充実・拡大していくことを目指す

各ライフステージにおいて  
求められる学びや、障害の特性を踏まえた事項を配慮

## 主に教育委員会事務局の社会教育主事等に期待される役割

- 障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供、学びの場の確保
- 庁内連携体制、関係機関・団体等との連携の推進
- 障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備
- 障害者の生涯学習を担う人材の育成に向けた職員研修等の実施
- 教育振興基本計画や社会教育計画等への「障害者の生涯学習」の位置付け

## 主に公民館や生涯学習センター等の職員に期待される役割

- 障害者青年学級や、共生社会の視点に立ったインクルーシブな学習講座の提供、合理的配慮の実施
- 障害理解の促進に向けた講座の実施や、地域行事における交流機会の提供
- 特別支援教育や障害福祉などの専門的知見を有する関係者との連携・協働
- 社会福祉協議会等と連携したボランティア人材育成に係る研修の実施
- 自主サークル等、当事者団体の組織化支援

# 特別支援学校に期待される取組 (障害者の生涯学習の推進方策について(報告)抜粋)

## 学校卒業後における障害者の学びの場づくりにおいて重要となる視点

- 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実 (学習指導要領を踏まえた取組の推進)
- 特別支援学校における卒業生のフォローアップ
- 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
- 障害福祉サービスと連携した学びの場づくり
- 大学における知的障害者等の学びの場づくり など

各ライフステージにおいて  
求められる学び、障害の特性  
を踏まえた事項を配慮

## 特別支援学校に期待される取組

- 特別支援学校高等部学習指導要領等が改訂されたことを踏まえ、学校教育段階から、生涯学習への意欲を高める指導・社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 生徒の進路先の企業や福祉施設等との連携も図りながら、卒業時に個別の教育支援計画を適切に引き継いでいくこと(生涯学習への参画も含めて)

## 生涯学習の今後の進め方(成果指標として考えられる例:抜粋)

- \* 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- \* 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合
- \* 障害者が参加して共に学ぶ生涯学習事業を実施した都道府県・市町村の割合

## 特別支援学校高等部 学習指導要領(平成31年2月公示)

### 第1章 総則

#### 第2節 教育課程の編成

##### 第5款 生徒の調和的な発達への支援

#### 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、**生涯学習への意欲を高める**とともに、**社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること**。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

## 解説(学習指導要領等説明会説明資料)

### (5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、**障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図る**ことを示している。

**人が豊かな人生を送っていこうとすれば**、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった**生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要**となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、**障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう**、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、**在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶ**など、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、**生涯学習への意欲を高めることが重要**である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、**特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠**である。

引き続き、**特別支援学校の場においても**、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、**生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切**である。

# 障害者の生涯学習啓発リーフレット「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

## 趣旨・ねらい

- ✓ **障害のある・なしに関係なく、学校卒業後も学び続けることができる「生涯学習」について、特別支援学校等の生徒を主な対象に想定した「わかりやすい版」リーフレット。**
- ✓ 有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」に基づき、文部科学省が令和2年3月に作成。
- ✓ **学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学び場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけ**として活用・配布していただくことを期待。

## 構成内容

- ✓ 全16ページ構成のリーフレットの主な内容は以下の通り。
- ✓ P3～6：**学校卒業後の障害のある人を対象として実施されている生涯学習の事例**を掲載。公民館などの地域の社会教育施設や大学で学べる活動を紹介。
- ✓ P7～10：ワークシートになっており、得意なこと、好きなこと、将来の夢を考えることを通じて、**卒業してからやりたい生涯学習を考えてみることを目的**としている。
- ✓ P11,12：国、関係機関など社会全体が、障害のある人の生涯学習を応援していることを伝える。

## 配布方法

- ✓ **文部科学省ホームページから、ダウンロードが可能。**
- ✓ 裏表紙には、「あなたの街の障害者学習支援担当窓口」を記入できる枠を設けており、配布する際に、問合せ窓口の連絡先を入れて配付することができる。



# 障害者の生涯学習啓発リーフレット「だれでもいつでも 学べる社会へ（わかりやすい版）」の 特別支援学校（知的障害）高等部での活用例

## 活用例 1 特別活動 【ホームルーム活動】の中で



### ▶ 特別活動として

将来における自己実現に関わり、一人一人の主体的な意思決定が大切であることを学ぶ。

### ▶ 具体的には

- ・高等部卒業後の社会生活においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりすることが大切であることを学ぶ。
- ・さらに、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行する必要があることを学ぶ。
- ・その上で、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことが大切であることを学ぶ。

将来、一人暮らしをしてみたいと思いますが、一人で料理やお金の管理がきちんとできるか不安でした。調べてみたら、住んでいる市にも青年学級があるみたいだから、卒業したら学びに行きたいと思いました。（冊子3ページを学習したAさんの感想）



<根拠規定> 特別支援学校高等部学習指導要領第5章で準ずるとしている高等学校学習指導要領第5章

【高等学校学習指導要領第5章第2〔ホームルーム活動〕の2の(3)のア】

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

### ▶ 教科「職業」として

職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる、休日の有効な生かし方などについて学ぶ。

### ▶ 具体的には

- ・公共施設が提供しているサービスや、地域のサークル活動などを利用することにより、休日を有効に生かすことができることを学ぶ。
- ・職場によっては、レクリエーションやサークル活動、福利厚生施設が整備されていることを学ぶ。
- ・その上で、自分の生活やニーズに沿って、これらを組み合わせて利用するなど、休日の計画的な過ごし方を考える。

部活動でダンス部に入っていて、卒業するときにダンスをやめないといけないと思っていましたが、社会人が入れるサークルがたくさんあるんですね。仕事が休みの日は、ダンスでリフレッシュできそうです。（冊子10ページに書かれたBさんの思い）



<根拠規定> 【特別支援学校高等部学習指導要領第2章第2節第1款〔職業〕の2の〔1段階〕(2)のAのイの(1)の㊸】

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㊸ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

## 活用例 2 教科「職業」の中で





# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを旨とする。

## 基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタール図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施する
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施する

## 基本的施策（9条～17条）

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）          | ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）                  |
| ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）      | ⑦情報通信技術の習得支援（15条）                          |
| ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）           | ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条） |
| ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）         | ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）                   |
| ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条） |  |

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

## (読書バリアフリー基本計画)

### 本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

### 基本的な方針

#### 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタール図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

#### 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

#### 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

### 施策の方向性

#### 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

#### 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

#### 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

#### 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

#### 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

#### 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

#### 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

#### 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

# 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 概要

## 趣旨

障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（「障害者の生涯学習支援活動」という）を行う個人又は団体について、活動内容が極めて優れているものを文部科学大臣が表彰する。その活動を事例集としてまとめ、公表することで、当事者、支援者、自治体等に広く周知し、障害者の生涯学習支援の推進を図る。

## 表彰の対象

障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、社会教育やスポーツ、文化芸術等の分野における活動を活発かつ継続的に行う個人又は団体。

### ①功労者表彰

長期（10年以上）に渡る活動の功績を讃えるもの。

### ②奨励者表彰 ※令和元年度より実施

活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。



※表彰状授与及び表彰式の様子

## 選定方法

①都道府県・指定都市からの推薦、②全国の大学からの自薦、③文科省が関係団体等と連携して推薦した候補者について、審査委員会の審査を経て被表彰対象者を選定する。

## これまでの表彰件数

平成29年度より毎年度実施しており、3年間の表彰累計件数は192件にのぼる。

また、活動分野も学習、スポーツ、文化芸術、情報保障等、多岐にわたる生涯学習活動が表彰されている。

## 活動分野別の表彰累計件数(H29～R1年度)

年度別 分野別	H29年度		H30年度		R1年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
学習	5	26	3	8	-	5
スポーツ	5	16	3	7	6	9
文化芸術	4	5	4	12	2	11
その他※1	-	-	4	25	3	25
情報保障※2	-	-	-	1	1	2
小計	14	47	14	53	12	47
合計	61		67		64	

※1 学習、スポーツ、文化芸術ほか分野が混合している活動をさす

※2 手話、点字、音訳などによる活動をさす

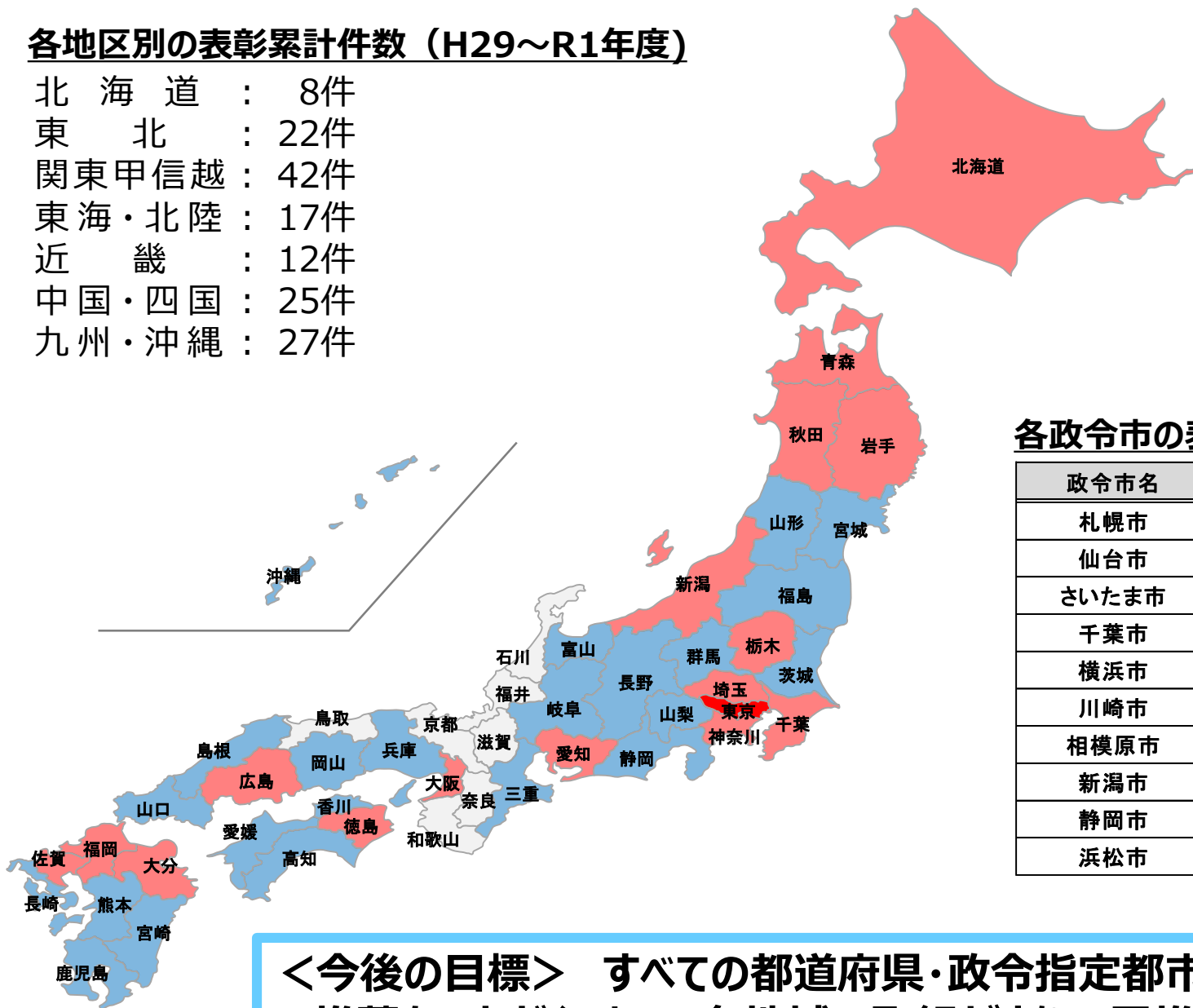
# 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰 都道府県別の表彰件数（累計）

## 各地区別の表彰累計件数（H29～R1年度）

北海道：8件  
 東北：22件  
 関東甲信越：42件  
 東海・北陸：17件  
 近畿：12件  
 中国・四国：25件  
 九州・沖縄：27件

## 表彰件数（H29～R1年度）

7件以上：■  
 4～6件：■  
 1～3件：■  
 0件：■



## 各政令市の表彰累計件数（H29～R1年度）

政令市名	累計件数	政令市名	累計件数
札幌市	2	名古屋市	-
仙台市	1	京都市	3
さいたま市	-	大阪市	1
千葉市	1	堺市	-
横浜市	2	神戸市	-
川崎市	-	岡山市	-
相模原市	1	広島市	-
新潟市	-	北九州市	1
静岡市	2	福岡市	1
浜松市	3	熊本市	1

**＜今後の目標＞** すべての都道府県・政令指定都市から、毎年1事例以上の推薦をいただくことで、各地域の取組がより一層推進されることを期待。

共生社会の実現を目指し、特別支援学校や大学等の段階の取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化芸術等の取組を拡充

## 1. 特別支援学校等

### ○特別支援教育の充実(拡充) 15,832百万円

障害のある児童生徒等の自立と社会参加に向けた取組の更なる充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築



### ○特別支援学校等における障害者スポーツの充実

#### ●Specialプロジェクト2020(拡充) 41百万円

これまでの官民を挙げたパラリンピック機運醸成の成果も生かし、全国の特別支援学校が参加できるスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するとともに、特別支援学校等を活用した障害者スポーツの拠点づくり等を実施

### ○特別支援学校等における文化芸術活動の充実

#### ●特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供 99百万円の内数

#### ●特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 5,330百万円の内数

#### ●小・中学校等の子供たちに対し障害のある芸術家による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 5,330百万円の内数(再掲)



### ○地域と学校の連携・協働体制構築事業 6,737百万円の内数

「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実



## 2. 大学等

### ○障害のある学生の修学・就職支援促進事業(新規) 30百万円

障害のある学生支援のためのネットワークを形成し、修学・就職支援を促進

### ○放送大学における障害者の学習支援体制の推進 7,386百万円の内数

放送大学において、障害のある学生の受け入れや教育支援体制を推進

## 3. 学校卒業後

### ○学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業(拡充) 116百万円

- 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究 51百万円
- 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究 34百万円
- 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 3百万円
- 障害者の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組 27百万円

障害のある人の生涯にわたる能力の維持・開発・伸長のための効果的なプログラムに関する実践研究や生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉・労働等の関係機関が連携して障害者の多様な学習活動を支援する体制等の在り方等の取組を実施



### ○特別支援学校等における障害者スポーツの充実

#### ●地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境・推進体制の整備事業(拡充) 35百万円

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、各地域における課題に対応して、身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備



### ○障害者による文化芸術活動の充実

- 障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の提供などに対する総合的な支援 356百万円
- 障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり 1,115百万円の内数
- 文化芸術創造拠点形成の推進 1,001百万円の内数
- 全国各地で障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援 2,431百万円の内数
- 障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援 1,209百万円の内数

### ○図書館における障害者利用の促進(新規) 17百万円

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するために、職員・ボランティア等の支援人材やピアサポート人材の育成を行う。また、障害者サービスの先進的な事例や図書館を利用する障害者の理解促進を図るシンポジウムを開催

## 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、**学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進**することが急務。

このため、学校卒業後の障害者について、効果的な学習に係る具体的な**学習プログラム・実施体制等に関する実証研究や、障害者の学びの実態把握のための調査研究**、これらの成果を全国に普及するための**ブロック別のコンファレンス等の取組を実施**する。

併せて、文部科学省障害者活躍推進プラン（平成31年）等の成果も受け、新たに関係機関の**コンソーシアム形成による地域連携体制の構築**を図る。

## 事業内容

### (1) 障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究〔51百万円〕

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、**学校から社会への移行期、生涯の各ライフステージにおける効果的な学習について、具体的な学習プログラム**（※1）や**実施体制**（※2）に関する実践研究を実施（14箇所）

#### ※1：学習プログラムの例

- 学校卒業直後に行う、主体的に判断し行動する力などの社会で自立して生きるための基盤となる力を育むプログラム

#### ※2：実施体制の例

- 公民館等の施設を活用した障害者青年学級等の実施
- 特別支援学校の同窓会組織等による卒業生対象の取組の実施

### (3) 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究〔3百万円〕

- ・生涯学習分野における合理的配慮の在り方に関する研究
- ・生涯学習における先端技術の活用方策に関する調査研究

成果・課題の共有

### (4) 障害者の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組〔27百万円〕

- ・障害に関する社会全体の理解の向上や、担い手育成と実践の拡大を目指す**ブロック別コンファレンスの実施**
- ・**障害者参加型フォーラムの実施**
- ・社会教育と特別支援教育・障害者福祉をつなぐ**コーディネーター人材育成・確保に向けた有識者会議の開催** 等

全国を取組状況や好事例の共有

これまでに開発した学習プログラム等の活用、横展開

### (2) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究〔34百万円〕【新規】

#### ①地域連携コンソーシアム形成モデルの構築（3箇所）

◆**地方公共団体（社会教育施設を含む）を中心に**、関係機関（大学等の高等教育機関、障害者雇用を行う**企業等**、障害者雇用に知見のある**社会福祉法人等**や、生涯学習の機会を提供する民間団体等）が連携し、**コンソーシアムを形成・運営**（実行委員会を設置）する。

（主な研究事項）

- ・地域の実情を踏まえた、ターゲットとする**障害者のニーズ**や**講座内容・方法、必要な支援策**
- ・大学での学びの成果として修了証（**履修証明**）の発行等を見据えた新たな**学習プログラムの開発**
- ・**地域住民を巻き込んだボランティアの育成講座**
- ・障害当事者と講座実施団体、自治体等の**費用負担の在り方**
- ・**地域の障害者の学びの拠点**としての**障害者の学びに関する情報の収集・提供のためのシステム構築** 等

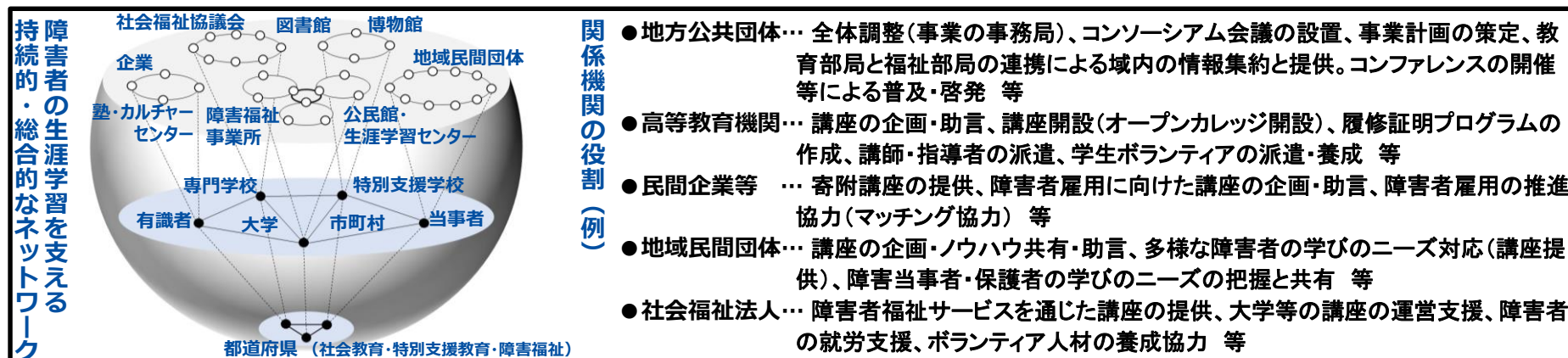
#### ②連絡協議会の開催

◆各コンソーシアムの取組が共有されるよう、**コンソーシアム形成に取り組む自治体等で構成される連絡協議会**を開催する。

## 取組内容の概要

- ◆ 学校卒業後の障害者の学びの場を拡充するため、**地方公共団体（主に都道府県）が教育部局と福祉部局の垣根を越えて中心**となり、**大学等の高等教育機関や社会福祉法人、地元の企業、NPO団体等が連携**した、障害者の生涯学習のための「**地域連携コンソーシアム**」形成の**モデル構築**を行う。
- ◆ **参画する機関がそれぞれ得意とする役割を担う**ことで、地域全体として**持続可能な障害者の生涯学習を推進する体制づくり**をねらいとする。
- ◆ **社会教育施設や大学等の教育機関、社会福祉法人等が協力し、障害者が参加できる学びの場の提供**や、大学等による履修証明制度の活用など、**障害者の自立や就労も見据えた新たな学習プログラムの開発・実証等**の取組を進める。
- ◆ 学びの場づくりの拡大や質の向上に資する**人材育成の研修プログラムの開発・実証等**を進める。
- ◆ **障害のあるなしに関わらず参加できる講座等の情報収集と提供を可能とする仕組みを構築**するとともに、**関係機関や障害当事者等が参加するコンファレンス等の開催**を通じて、本事業の成果の普及・啓発を進める。

## 地域連携コンソーシアムの構成イメージ



## 期待される成果（アウトプット）

### 持続的・総合的な学びの支援の仕組みを構築する

- 関係機関に人的・金銭的な課題がある中で、学びの場を支える**持続的な支援を実現**する。
- 関係者の**縦割りを超えたネットワーク構築**に向けてコンソーシアムが自律的に運営される。

### 障害者が様々な学びの機会に参加できる

- 障害者が参加可能な**学びの場が拡大し、学びの成果を示す**ことができるようになる。
- **学びの場に関する情報が収集・展開**されることで、障害者の学びへの参加が促進される。

## 期待される成果（アウトカム）

- ◎ 各地域で障害のある人の**社会参加と活躍を推進**
- ◎ 各地域における**支援人材の増加と障害への理解を増進**
- ◎ 障害のあるなしに関わらず**生きやすい共生社会の実現**へ

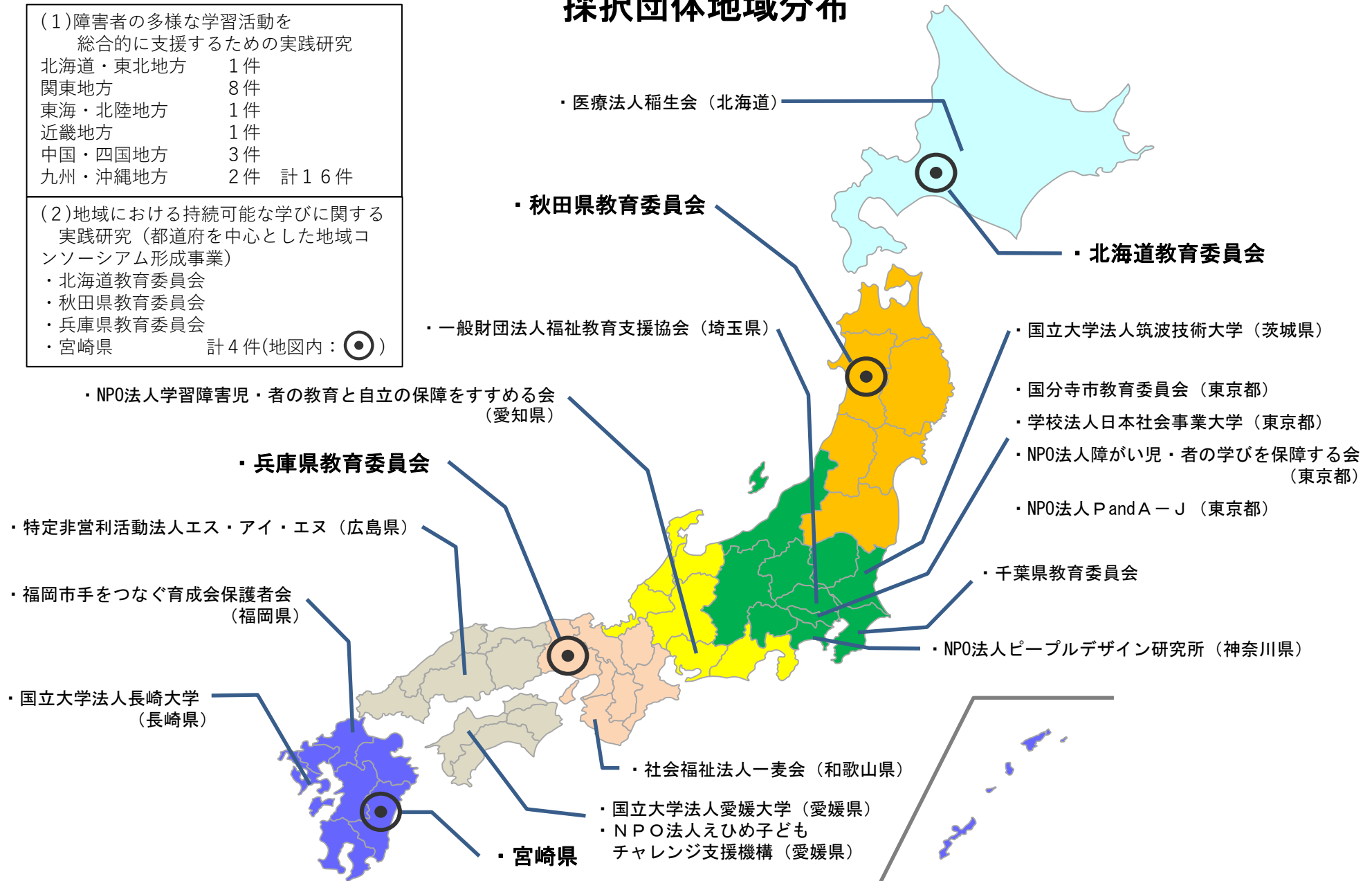
# 令和2年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」 採択団体地域分布

(1)障害者の多様な学習活動を  
総合的に支援するための実践研究

北海道・東北地方	1件	
関東地方	8件	
東海・北陸地方	1件	
近畿地方	1件	
中国・四国地方	3件	
九州・沖縄地方	2件	計16件

(2)地域における持続可能な学びに関する  
実践研究（都道府を中心とした地域コ  
ンソーシアム形成事業）

- ・北海道教育委員会
  - ・秋田県教育委員会
  - ・兵庫県教育委員会
  - ・宮崎県
- 計4件(地図内：◎)





# 令和2年度「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」

採択団体実施主体別・障害種別取組一覧 (計20団体) ★=令和2年度新規団体、◎=地域連携コンソーシアム形成事業

## 都道府県

(5件)

★◎北海道教育委員会 ※北海道コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

◎秋田県教育委員会  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

★◎宮崎県 ※九州・沖縄コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

◎兵庫県教育委員会 ※近畿コンファレンス  
〈地域連携コンソーシアム形成事業〉

千葉県教育委員会  
【知的障害】

## 市町村

(1件)

★国分寺市教育委員会 (東京都)  
【知的障害】

## 大学

(4件)

国立大学法人筑波技術大学 (茨城県)  
【視覚障害・聴覚障害・知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

学校法人日本社会事業大学 (東京都)  
【視覚障害・聴覚障害】

国立大学法人愛媛大学 (愛媛県)  
【重度障害】 ※四国・中国コンファレンス

国立大学法人長崎大学 (長崎県)  
【発達障害・精神障害】

## 医療・ 社会福祉

## 法人等

(3件)

医療法人稲生会 (北海道)  
【肢体不自由・重度障害・難病等】

一般財団法人福祉教育支援協会 (埼玉県)  
【知的障害・発達障害・精神障害・重度障害・難病等】  
※関東甲信越コンファレンス

社会福祉法人一麦会 (和歌山県)  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

## NPO

## 法人

(7件)

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会 (東京都)  
【知的障害】

NPO法人P and A - J (東京都)  
【知的障害・発達障害】

NPO法人ピープルデザイン研究所 (神奈川県)  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 (愛知県)  
【発達障害】 ※東海・北陸コンファレンス

特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ (広島県)  
【知的障害・発達障害】

★NPO法人えひめ子どもチャレンジ支援機構 (愛媛県)  
【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由】

## 保護者の 会 (1件)

福岡市手をつなぐ育成会保護者会 (福岡県)  
【知的障害】

# 共に学び、生きる共生社会コンファレンス〈令和2年度実施〉

## 趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的に整備・充実**することが急務である。

そこで、**障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」**を全国ブロック別に開催し、障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実**を目指す。

## 参加者

- 150～300名程度を想定
  - 障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の学びに関心のある人など
- ⇒都道府県・市町村職員（障害者学習支援担当、生涯学習、教育、スポーツ、文化・芸術、福祉、労働等）、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者（NPO等）、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

## コンファレンス実施内容

**例1** 障害者の学びのニーズや学びの成果としての社会参加機会の創出に向けて、障害者本人による学びの成果発表や思いの表現等の機会を設定

**例2** 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

**例3** 各テーマ（学びの場の類型、障害種、実施主体等）ごとの分科会の開催、関係者のネットワーク構築に資する交流機会を設定

⇒今年度はオンラインによる開催も検討、オンライン学習の知見も共有



## コンファレンス (Conference)

会議、協議会  
関係者間で共有する問題  
について協議すること

## 目指す成果

- 多様な学習、参加、交流の方法の知見共有
- 障害の社会モデルに基づく障害理解の促進
- 関係者同士の学び合いによる担い手の育成
- 全国各地における障害者の学びの場の拡大

誰もが、障害の有無にかかわらず  
共に学び、生きる共生社会の実現

# 令和2年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」 ブロック別実施団体地域分布

★全国を7ブロックに分け、複数の都道府県の域内関係者を対象として実施

＜共生社会コンファレンス 実施団体＞

- 北海道ブロック (北海道教育委員会)
- 東北ブロック (宮城県教育委員会)
- 関東甲信越ブロック (一般財団法人福祉教育支援協会)
- 東海・北陸ブロック (NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会)
- 近畿ブロック (兵庫県教育委員会)
- 中国・四国ブロック (国立大学法人愛媛大学)
- 九州・沖縄ブロック (宮崎県)

・ NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 (愛知県)

・ 兵庫県教育委員会

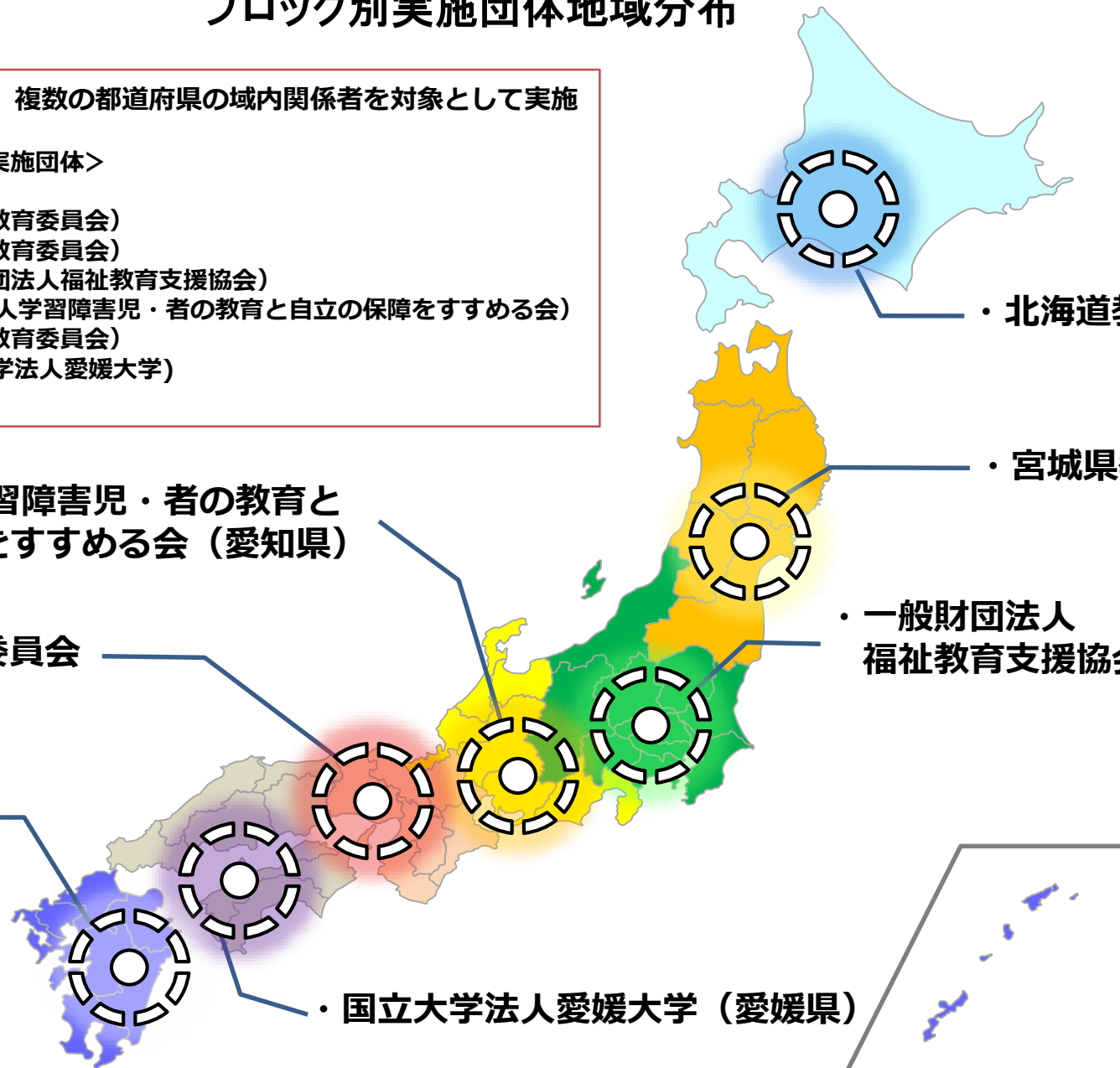
・ 宮崎県

・ 国立大学法人愛媛大学 (愛媛県)

・ 宮城県教育委員会

・ 一般財団法人福祉教育支援協会 (埼玉県)

・ 北海道教育委員会



# 〈令和2年度実施〉共に学び、生きる共生社会コンファレンス各ブロック開催概要

※主会場があるブロックもオンラインを併用して実施予定

No.	実施団体等名	事業名 テーマ	開催日・開催方法
1	【北海道ブロック】 北海道教育委員会	北海道共生社会コンファレンス 「(仮)コロナの時代における社会教育の実践を通じたコミュニティの可能性」	日程: 令和3年2月6日(土) 主会場: なし(オンライン開催)
2	【東北ブロック】 宮城県教育委員会	共生社会コンファレンス 東北ブロック 「(仮)誰もが共に学び、生きる共生社会の実現を目指す社会教育」	日程: 令和2年11月26日(木)ほか 主会場: なし(オンライン開催)
3	【関東甲信越ブロック】 一般財団法人福祉教育支援協会	共に学び、生きる共生社会コンファレンスIN 関東甲信越	日程: 令和3年1月17日(日) 主会場: 国分寺市本多公民館
4	【東海・北陸ブロック】 NPO法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会	障害者の学びの場づくりコンファレンス in AICHI	日程: 令和3年1月9日(土) 主会場: 愛知みずほ短期大学 ※別会場にて連動企画開催予定
5	【近畿ブロック】 兵庫県教育委員会	近畿ブロック 共に学び、生きる共生社会コンファレンス 「障害があってもなくても、もっと自由に楽しく学ぶ～共に学び、生きる共生社会に向けて」	日程: 令和3年1月29日(金) 主会場: 神戸大学ほか ※サテライト会場設置予定
6	【中国・四国ブロック】 国立大学法人愛媛大学	共に学び、生きる共生社会コンファレンス 中国・四国ブロック 「○(まる)のつどい～危機を乗り越え、共に考えよう！障害理解の促進、学びの場の担い手の育成、学びの場づくり～」	日程: 令和2年12月5日(土)、 6日(日)、12日(土) 主会場: なし(オンライン開催)
7	【九州・沖縄ブロック】 宮崎県	共に学び、生きる共生社会コンファレンス 九州・沖縄ブロック	日程: 令和3年1月23日(土) 主会場: なし(オンライン開催)